

「母性」と家族像

——近代女子道德教育と日本的家族像形成への道——

蔵 澄 裕 子

1 はじめに

戦前の女子道德教育は、「同等・異質・職分」論に「女子特性論」が結びついた二重、三重の規範理念を根底に持ち、その多面性を「母性」という抽象的かつ包括的な概念に収斂させる道をたどった。良妻賢母主義は様々な側面や可能性を有していた。「女子道德」=「良妻賢母」と単純に結論づけることはできない。前稿では、戦前の女子修身教科書の記述を検討し、良妻賢母主義の変容の過程に迫ることができた。学制発布時の「良妻賢母」と、「母性」概念と結びつき封建的男女観への逆行として復活した「良妻賢母」とは、同じ名、同じ旗印でありながら、その内実は女性の解放と向上を求める目的からすると全く別個、逆向きの概念としてあらわれ、戦時の「母性賛美」、「母性至上主義」へとなだれ込んでいった。

「母性」概念と結びついた「良妻賢母」は、女性の権利や解放、地位向上にとって反動であったとの結論づけは妥当であると考えている。その上で、近代女子教育の基本的理念として語られる「良妻賢母主義」をどう位置づけていけばよいのか、女子道德教育、特に戦前の修身科の内容、その理念や国家主義的イデオロギーの影響について、再考が必要との課題が残った。

本論文では、引き続き、戦前の修身教科書の記述・内容をより細かく検討するとともに、「母性的良妻賢母論」として定義した中身、つまり「女性」が生来的・本能的に持ち合わせている「やさしさ」や「感受性」、「感化力」を以って社会、ひいては国家全体を包みこむ「母」役割について掘り下げを行いたい。

落合恵美子は、日本の合計特殊出生率を考察し、第一次ベビーブームが終わる1950年以降の急激な出生率低下を第一期の少子化、1974年以降の第二の出生率低下を第二期の少子化と位置づけ、日本の社会の家族像を「二人っ子革命」と呼んでいる¹⁾。家族計画は1970年代に入り、夫婦1組に子ども2人という

平均的家族像の定着という形で結実する。日本家族計画協会²⁾機関紙『家族計画』紙面をみると、理想の子ども数について聞いた調査結果として、3人が最も多いが、次いで2人となり、現在2児をもつ母親の6割がもういらないと答えている(昭和46年 213号)。

戦前の修身教科書で説かれた女子道德の中の、いわば「負」の遺産を我々は未だに意識することなく引きずっているのではないだろうか。少なくとも、「母性的良妻賢母主義」で説かれた女子の心得なるものが現代においてもなお力を持ち、出産や育児をめぐる女性たちの意識や動向に影響し、深い影を落としていると考える。そこで、後半では1970年代における日本の社会の合計特殊出生率について触れ、家族像形成と女子道德教育との関連性に切り込んでみたい。

2 「母性」の意義—「母性」と「女子特性論」の意義的重複

「母性」(motherhood, moderskap)の訳語であり、平塚らいてうの訳による³⁾。らいてうはエレン・ケイ(Key, Ellen, 1849-1926)に深い感銘を受け、「母性」という言葉を以って、ケイの唱える母性主義を広く普及させようと努めた。

ケイは、女性の家庭における地位向上と社会における権利の獲得を視野においており、女性の家庭生活および社会的地位の両方を指す際Lifeという言葉を用いている。ケイは女性の屋外労働に基本的に反対であり、家庭に入り、育児に専念することこそ社会への貢献であり、子どもを育てることの重要性を社会に再確認させ、ひいては女性の地位向上につながるかと唱えた⁴⁾。らいてうはケイの母性概念を踏襲しつつも、Lifeという言葉をより広い視点から捉え、個々一人一人の生の在り方として再定義している。女性のライフコースを考えた場合、誰しもが通らな

くてはならない、結婚、出産、育児のすべてを内包するものがLifeであり、その支えとなるべきものmotherhoodに「母性」の訳語を当てた⁵⁾。

ケイの理念を日本の社会にも普及させることを意図して導入された「母性」であるが、昭和期に入り、戦時色が強まるにつれ、その内実はケイの唱える母性主義とは大きくかけ離れたものとなっていく。その要因として大きいのはやはり、「女子特性論」の影響である。開明期の良妻賢母主義は、「女子特性論」の影響を受けることでその内容を大きく変質させていったが、良妻賢母主義の変容は、「母性」概念の変容と相俟って起こったものといった方が的確である。以降、「母性」とは、ケイの唱えた母性理論ではなく、内容を大きく変容、傾斜させた概念としての「母」役割を指すこととする。それはもはや、「良妻賢母主義」の範疇で捉えられるものではなく、「母性至上主義」と呼ぶのがふさわしく、「母性」と「女子特性論」の意義的重複を意味していた。ここに至り、「母性」はらいてうが本来意図していたであろう域を超えて、女性の役割領域であるところの「家庭」の是非に論が及ぶ。

山川菊栄は、ケイを「一個の反動思想」とし距離を置いた上で、女性解放と実際の結婚生活との矛盾があまりにも大きいがために、困難な現実を半無意識的に肯定しようとする女性たちの要求が、「母性復興」、「家庭復興」等新しい名辞によって男女の役割分業を是認しているケイの思想流行の原因ではあるまいかと疑問を投げかけている（「婦人を裏切る婦人論を排す」『新日本』1918、8月）⁶⁾。

高群逸枝は「新女性主義」を唱え、「母性」の本能的な優越性を唱えた。逸枝は「母性」を先天的・本能的なものとしてとらえており、ケイの唱えた母性の後天的性格を激しく非難している⁷⁾。逸枝自身は、らいてうの新中間層に沿った性格を払拭し、無産階級の立場に立つ者としての自負を持ち、あくまでらいてうの継承者であり、階級の問題においてらいてうを超えると確信していた⁸⁾。

逸枝の「女性」と「国家」に向けられた愛情は、男女が法的結婚制度のもとで共に暮らす「家庭」に対する批判へと昇華し、「家庭をケトバセ」と言わしめるに至る。

…第一にはまず意識の上でケトバスことだ。第二には家庭外の職業に目覚めることだ。わが国

の職業婦人が、職業を嫁入り前の一時的の仕事としている間は、家庭は決してケトバせない。第三には自己の（夫のではない）生活力に確信がない限り、子どもはなるべく産まないようにすることだ。第四にはたとえ精神的にだけでもいつどこへ投げ出されても平気でいられる、つまりヨクいえば大悟徹底の域、ワルくいえば多少スレていることを必要とする。これだけの条件を具備していれば、その婦人はもはや、現在の社会においては、最大限の程度に、家庭をケトバスことができる。（以下略）

（『家庭否定論』、『婦人戦線』1930、4月）⁹⁾

逸枝の言う「家庭をケトバセ」には、出産を前提とした法定結婚を是とし、「出産」と結びついた上での「家庭」を当然視する日本の社会の出産行動への批判が込められている。「新女性主義」は法定結婚の枠にとらわれない、男女の純粋な結びつきにあるべきとする主張の着地点であった。

3 母性的良妻賢母主義にみる「母性」と「家庭」

前稿では、井上哲次郎や湯原元一、下田次郎ら、民間の知識人が執筆した女子修身教科書の記述を、時代を追って検討したが、井上執筆の『女子修身教科書』（明治40年）には、封建制におけるいわゆる「三従の教え」からは脱却しつつも、未だ民衆間の通俗観念との重なりが多くみられた。もっとも、夫婦互いに配慮し合い、円満な家庭生活を築くことへの先見性が感じられた。大正期に入るとこの傾向はさらに強まり、円満な家庭生活を築くための女性としての心得、母としての心得を説くものとなっていく。特徴的であるのが「イエ」、「家」という単語ではなく、「家族」、「家庭」という語彙が多く使われるようになっていくことである。

湯原元一著『新制 女子修身教本』（大正11年）¹⁰⁾

我が国の女子は概して勤勞を厭ひ、中には勤勞すれば品位を傷つけるときへ思ふものもある。かかる誤つた思想の存する間は、女子の位置は到底高まるものではない。女子の転職はいふまでもなく家庭の内に存する。しかるに家庭の仕事は今後愈々複雑になつて、これを治めるこ

とも愈困難になつてくる。かかる際に女子に勤勞を厭ふ風があつては、家庭の改善さえも女子には望まれないやうになる。

大正6年(1917年)、内閣直属の諮問機関として臨時教育會議が設置され、翌大正7年には「女子ノ教育ニ関スル件(諮問第6号)」は開始される。そして8項目から成る答申案が提出され、大正9年の高等女学校令改正と続いていく。高等女学校令改正第一条には、従来の「高等女学校ハ女子ニ必須ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」という文言に、「特ニ国民道德ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スベキモノトス」という文言が新たに付加された。湯原の上教科書も、このような国家主義的イデオロギーの強化を受けて書かれたものである。もっとも、国家主義的イデオロギーの観点から第一義とするとしても、国家への貢献にはまず「家庭生活の改善」が必要と記されている点に注目したい。

「庭」とは古来から広く使われてきた言葉であり、『庭訓』など、家の訓えや、子どもたちの躰など、家庭における道德という意味合いで使われてきた。「家庭」とはつまり、家庭内における道德教育を指す言葉であり、近代以前は家長の領分とされてきた家政が女性にも期待されるようになったことを意味する。日々の家事や雑事のみならず、子弟の育成、教育も女性の社会的可能性への期待を表していたのである。

下田次郎『實科 女子新修身書』(昭和13年)

一 夫婦相愛するのは當然のことであり、又重要なことであるが、更にこれに敬を加へなければ、教育に關する勸語に拜する「夫婦相和シ」の境地に到ることが出来ない。又同棲年を重ねて、遭逢百端の間に於ては、自然に感情が衝突したり、意見が齟齬したりすることがある。しかも妻は洋洋たる雅量を以て、夫の過失、缺陷をも恕する所がなければならぬ。かやうにして、理想の妻は、愛、敬、恕の三つを重んずる者である。

二 理想の妻はその赤心から溢れ出る愠情によつて、夫の最良の伴侶となり、最善の理解者、慰安者となると同時に、家庭の内に少しの不安、疑惑、不和、憂慮をもあらせない。これがため

に、理想の妻は、多くの美點(ヒテン)と強い感化力とを具へて居る。

(略)

八 子ども以外の家族の人人に對しても、彼女はやはり母である。故に、夫の日常に關しても、常に母のやうな注意を沸ふ。夫の職業に對して十分の理解を持ち、殆どその助手として働き得るだけの才幹をも具へて居る。夫が何事かに激昂し、もしくは落膽した場合には、愛と智と勇を以て、百方これを慰藉し、中正の道に、又は希望の道に夫を伴つて出る。理想の妻の美點と感化と光輝とは、凡そかくの如きものである。

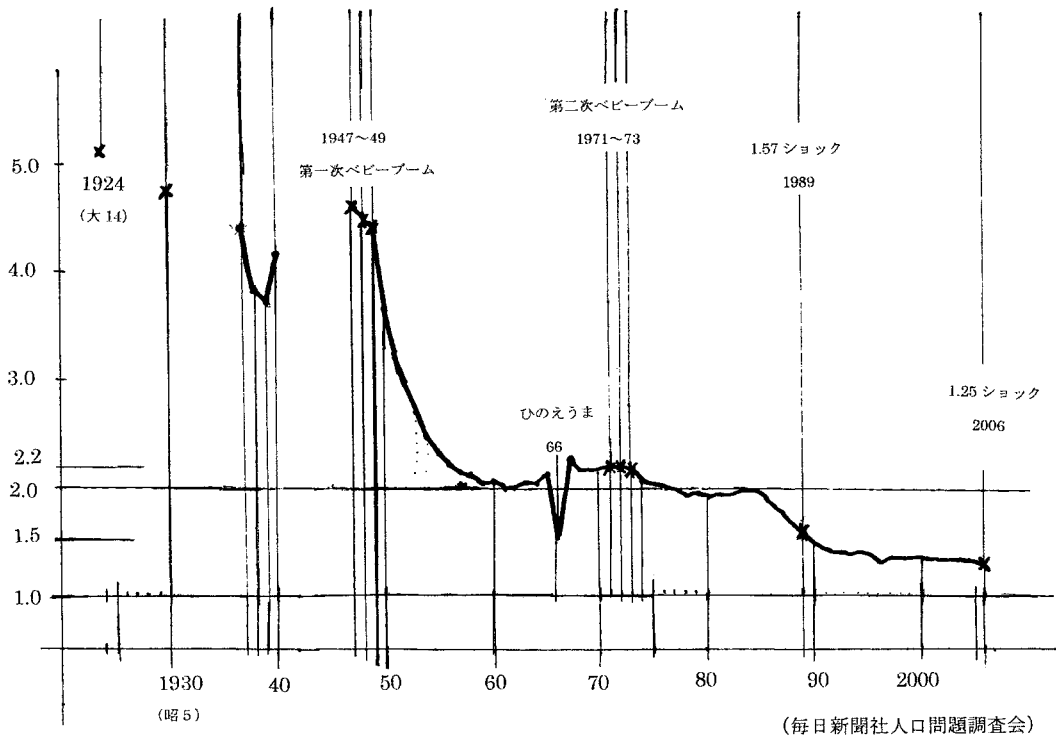
(下巻 第十三課「理想の妻」)¹¹⁾

「庭」の語意が、本来持っていた道德、訓えから、幸せな生活をおくる場所へと変化し、「家庭」とはまさに家族が日々穏やかに集う場所を指す。家庭の中心に在る者こそ「母」であり、「母」たる者の特性、つまりは女性の特性こそが家庭をまとめる力である。「庭」が、「母」たる女性の特性として挙げられるやさしさ、受容力、情緒性、感化力といったイメージと結びつくことで、「家庭」という、幸せで穏やか、かつ安定した生活の場としてのイメージが定着する。このイメージを以て新しく期待された家庭の姿は、「女子特性論」の唱える、女性の情緒的影響力の大きさと符合し、ここに「女子特性論」と「母性」の意義的重複が成立することになる。同時に、「家庭」が子育てを前提とする場を意味するようになったことでもあり、子どもをもって初めて「家族」が成立するという社会一般的認知の定着へとつながるのである。

4 合計特株出生率の推移と、日本社会の理想的家族像—1970年代を転機として—

「家庭」の成立により、そこに暮らす構成員としての「家族」の在り様にも変化が生じていく。受胎調節運動が確実に浸透し、理想の家族を築くためには家族計画が不可欠という意識が人々の心に深く根を下ろした。この原点となったのが、「女子特性論」と「母性」の意義的重複に他ならない。私は「女子特性論」と母性の重複が、女子道德規範の内化へとつ

合計特殊出生率



(表) 合計特殊出生率

	出産(出生)順位別出生率 (資料1)					総数
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子～	
1950	27.1	28	16.4	10.6	17.8	100%
55	33.1	26.3	19.1	11.2	10.3	
60	44.5	32.6	13.8	5	4.2	
65	47.5	37.6	11.2	2.4	1.3	
70	45.4	39	12.7	2.1	0.8	
75	45.4	40.4	11.8	1.8	0.7	
80	42.3	40.7	14.4	1.9	0.6	
85	42.1	39.3	15.7	2.3	0.6	
90	43.1	37.6	15.8	2.5	0.6	
95	47.8	36.1	13.2	2.3	0.6	
2000	49	36.5	11.8	2.1	0.6	
2001	49	36.6	11.8	2.1	0.6	
2002	49.5	36.5	11.4	2	0.6	
2003	48.7	37.3	11.4	2	0.6	
2004	48.4	37.6	11.4	2	0.6	
2005	48.2	37.6	11.5	2.1	0.6	
2006	48	37.4	11.9	2.1	0.6	

厚生労働省『人口動態統計』

ながったのではないだろうか考える。

「母性合計特殊出生率」の推移をみると、日本の社会は早くから核家族化を志向していたことが分か

る¹²⁾。

日本の社会は早くから夫婦に子ども2人か、3人という核家族化が進行していたため、上からの政策

に影響されないという出産行動を後押しした。しかし、家庭に入り、外部、特に女性同士のネットワークを絶たれた「専業主婦」の登場により、出産・育児が完全に私領域化されてしまうという皮肉な結果をもたらすことになる。封建的家制度からのある程度の解放は果たせても、親世代、子世代が完全に独立することはないのが、日本の社会の特色でもある。言い換えれば、親世代、子世代とも、お互いが自立の道を模索し、それを尊重し合うことに慣れていない。「専業主婦」が社会一般に認知された結果、女性は家事・育児に専念するものなのだから、常に子どものそばに付き添い、「良」く「育」てるのが当たり前という社会的規範が生まれることになったのも必然と言えよう。

女子道徳教育の完成を私は1970年代に求める。では何故1970年代を日本社会の家族像にとっての転換点と考えるのか。その時代に、日本社会が現在においても未だ持ち続けている、抽象化され、理念化された家族像の完成をみることができるからである。

1970年内閣総理大臣官房広報室による「産児制限に関する世論調査」においても、対象者全国約3000人の既婚女性のうち、あと子どもは何人ほしいかという質問に対し、現在子どもを一人持つ女性の43.0%が1人、31.8%が2人と回答しているのに対し、二人持つ女性の場合は20.8%が1人と答え、あと2人と答えたのは4.3%に落ちている¹³⁾。合計特殊出生率が第二次ベビーブーム期を除いて、1970年代はほぼ2.1台を推移していたことから「子どもは2人」が名実ともに定着したといつてよい¹⁴⁾。

1970年代は、国際婦人年日本大会開催など、日本においても欧米のウーマン・リブに倣った女性解放運動が活発であった時代であるが、その反面、女性の社会進出に対する偏見も未だ根強い時代であった。この時代、「主婦」に代わって「専業主婦」が女性たちの間に華々しく登場する。それまでは大半の女性が家事・育児をこなしつつ屋外労働にも従事して家計を補助していたが、学業修了後は早々と家庭に入り、家事と育児にのみ専念する「専業主婦」という生き方が、ある一定階層以上のあこがれの女性たちの「特権」として喧伝されたのである。特に、少数でも優秀な人材確保に移行していた企業にとっては、家事と育児に専念してくれる専業主婦こそが最も都合が良く、かつ不可欠でもあった。

また、核家族世帯が全体の6割を占めるようにな

り、かつ、家事と育児のみに専念する専業主婦たちの登場は、逆に母親たちの育児不安を生むようになっていく。「良」い子を産んで、「良」く育てたいという「質」への欲求が強まり、母親、ひいては社会全体の共通規範として機能していくようになるのである。「専業主婦」は「良」く産み、「良」く育てるという社会規範の役割そのものであったと言っても過言ではない。「良」く産み、「良」く育てるとは「理想」と呼ぶよりも、優秀な子どもを得るための規範的意識の内在化である。

出生動向調査による夫婦の平均出生児数（資料2） （結婚期間15～19年）

第1回調査	1940年	4.27人
第2回	52	3.5
第3回	57	3.6
第4回	62	2.83
第5回	67	2.65
第6回	72	2.2
第7回	77	2.19
第8回	82	2.23
第9回	87	2.19
第10回	92	2.21
第11回	97	2.21
第12回	2002	2.23
第13回	2005	2.09

厚生省『人口動態統計』

合計特殊出生率は2006年に1.25まで落ち込んだが、平均出生児数は現在でも2.0台前後を一貫して保っている（資料2）。平均出生児数は法的結婚をしている男女の間に産まれた嫡出子を対象としており、婚外子は含まない。要するに、法的な結婚をした男女は子どもを2人産んでいることになり、合計特殊出生率との開きは、未婚率の高さが既婚率を大きく上回るためとも言えるが、ここで重視すべきは、子どもを三人以上産むのは稀有と受け取られる以上に、既婚女性が「産まない」という決定を選択することは想定されておらず、子どもは産んで当然、無理をしてでも1人はつくるべき、とする社会的規範の強さである。

2000年代現在においても法的結婚をした後、子どもを2人産むことが男女双方にとって一般的であり、望ましい、そうすべきと考える人は多い。しかし、事実婚や婚外出産は社会秩序を乱す、また、未婚の男女は一般的な道から外れた生き方をしてお

り、少子化は未婚率の高さが原因であるという見方は誤りである。

良い子を産み、産んだ子どもを良く育てることへの心理的圧迫が、母親の育児不安の根底にはなお現存している。「母性」が言うところの子どもを育てるとは、女性の特性を発揮することである。言い換えれば、具体的指針としての道徳を子どもに授けることではなく、存在だけを以って子どもを良い方向へと導くことをいう。女子道徳とは、次世代の子どもたちに授けるべき道や人徳を女性自身が自ら学び、やがて育児を通して実践することではない。女性の特性とされているものをひたすら従順に守れという訓えである。子どもへの教育を通じた外に開かれた道徳ではなく、女性自身の内面への規範の封じ込めと言える。これこそ女子道徳教育の特徴であり、完成であった。「母性」という言葉を以って女子への道徳教育を考えると、次世代育成要員として「母性」をひたすら内へ内へと自己犠牲規範の鑑とすることを求められたことに、近代女子道徳教育の欺瞞性を考えずにはいられない。その背後で子どもを望みながら産めなかった女性たちが多く存在したことは目が向けられてこず、未だ立ち遅れていることを看過すべきではない。

戦後高度成長期が終わり、1970年代に至り、日本の社会は理想とする家族・家庭像を形成することになった。それは明治、大正、昭和戦前期の女子道徳の延長であり、結実であった。そこには日本の社会の家族像にとって、第二次ベビーブームの到来と終焉という表層的な事実以上の社会的変革が存在したと考えている。

今後の課題としては、1970年代という時代を手掛かりに、女子道徳、女子規範に対する考察をさらに深めていきたいと考える。理想の家族像として何故「子ども二人」が前提となったのか、今後の家族像はどのように変化していくのか、近代から現代へと続く結婚・出産をめぐる意識・行動規範の原点を見つめ直していきたい。

註

- 1) 落合恵美子『21世紀家族へ 第3版』有斐閣選書、2004
- 2) 日本家族計画協会は1954年、国井長次郎を設立者とし

て発足。日本家族計画連盟(同年設立)とともに受胎調節運動に尽力した。現在は保健会館(市ヶ谷)を本拠として活動。(久保秀史『日本家族計画史』社団法人日本家族計画協会、1997)

- 3) 加藤裕子『「母性」の誕生と変容』中央大学大学院年報28号、1999
- 4) Ellen Key, *Kärleken och Äktenskapet (Love and Marriage)*, Translated from the Swedish by A.G. Chater, The Knickerbocker Press, New York and London, 1911
小野寺信・小野百合子訳『恋愛と結婚』新評論、1997
- 5) Ellen Key, *The Renaissance of Motherhood* (Translated by Anna E.B. Fries, New York and London, 1914) を抄訳。
- 6) 香内信子編『資料 母性保護論争』ドメス出版、1984、所収
- 7) 鹿野政直・堀場清子編『高群逸枝語録』岩波現代文庫、2001
- 8) 西川祐子『高群逸枝—森の家の巫女—』第三文明社、1990、p.124
- 9) 鹿野・堀場、同上所収、pp.315-316
- 10) 湯原元一『新制 女子修身教本』訂正版三巻、東京開成館、1922
- 11) 下田次郎『實科 女子新修身書』第五修正版巻四、東京開成館、1938
- 12) 合計特殊出生率のグラフは、毎日新聞社人口問題調査会編『日本の人口問題』(至誠堂、1976)を基に作成。値が空白の年は出生率不明。
- 13) 『家族計画』紙面上には、厚生省人口問題研究所第6次出産力調査を基に、「〈二児観〉がすっかり定着」との記事も見られる(『家族計画』1973、4月号)。「二児観」とは、夫婦には子どもが大抵二人だ、あるいは二人を望むだろうとの固定観念を意味する、機関紙上の造語であろう。
- 14) そもそもなぜ「子どもは2人」が理想とされたのかには疑問が残る。2人しか産まなければ人口静止状態は続くことになるわけだが、日本の社会が理想とした家族像形成には、戦後の日本社会がたどった経済構造の変化や、それに伴う労働形態や住宅事情の変化を踏まえないならぬ。『家族計画』は、都市部への人口の集中と、住宅事情の悪さに特に留意している(「三人うむには30畳」1971年、213号)。